

コモンライフ新宮浜団地緑化協定

(目的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域（以下「協定区域」という）内における樹木の保全育成及び緑化の推進に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、コモンライフ新宮浜団地緑化協定と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は協定区域内の土地の所有者、建築物の所有を目的とする地上権者、及び賃借権者（以下「土地の所有者等」という）全員の合意により締結する

(協定の変更並びに廃止)

第4条 この協定の変更は協定者全員の合意による。

2 この協定の廃止は協定者の過半数の合意による。

3 前二項による変更または廃止については、都市緑地保全法（昭和48年9月1日法律第72号）の定めるところにより認可を得なければならない。

(協定区域)

第5条 協定区域は次のとおりとする。

福岡県粕屋郡新宮町大字下ノ府字下ノ府浜840番219外末尾添付別紙に表示する区域)

(緑化の推進)

第6条 協定者は相互に協力して、この協定の定めるところに従い、協定区域内における自然環境の保全をはかり、樹木の保全並びに緑化の推進に勤めなければならない。

(植栽樹木及び現況保存樹木)

第7条 協定区域内において植栽すべき樹木は次のとおりとする。

(1) 高木：クス、ケヤキ、アカシア、ナンキンハゼ、アメリカハナミズキ、ニレ等

(2) 中木：サザンカ、モッコク、ベニカナメモチ、ヒイラギ、モクセイ、ウバメガシ等

- (3) 低木：ハイバクシン、クマザサ、サッキ、トベラ、シャリンバイ、アベリア等

2 協定区域内において、現況保存すべき樹木は次のとおりとする。

マツ

(マツの保存及び維持管理)

第8条 協定区域内にあるマツの保存及び維持管理については、次の各号の定める所による。

- (1) 協定者は自己の所有する協定区域内の土地（以下「宅地」という）に現存するマツ（以下「宅地内マツ」という）の保全及び、維持管理につとめ、これを伐採しまたは故意に枯死せしめてはならない。
- (2) 宅地内マツが協定者の故意または過失（協定者が宅地または宅地上の建物を他の者に使用させている場合の当該使用者の故意または過失を含む）により伐採されまたは枯死した時は、当該協定者は自己の費用で、伐採され、または枯死したマツと同等のもしくは高さ2メートル以上のマツを速やかに植栽しなければならない。
- (3) 宅地内マツはその存する宅地所有者の所有とするが、宅地境界線上に存する宅地内マツは、当該関係宅地所有者の共有とし、その維持管理は共有者の共同の費用と責任で行う。
- (4) 他の者の所有にかかる宅地内マツの枝または根が自己の宅地内に現に越境しているかまたは将来において越境することがあっても、当該協定者はこれを受忍する。ただし、この協定の精神に反しない限度において、枝等の剪定につき、当該マツの所有者に対し、必要な措置を請求することができる。
- (5) 宅地内マツの仕立て、剪定、整枝、刈り込み、施肥等の維持管理については、当該所有者の造園的意向が尊重されるものとする。
- (6) 協定区域に隣接した国有地等の松の消毒に協力的であること。

(植栽樹木の維持管理)

第9条 第7条第1項に定める植栽樹木については、協定者は宅地内にこれを植栽するようにつとめ、仕立て、剪定、整枝、刈り込み、施肥等の維持管理に十分な配意をする。

(宅地外周緑化ゾーン)

第10条 協定区域内に宅地外周緑化ゾーン（以下「緑化ゾーン」という）を次のとおり定める。

- (1) 宅地の公道、遊歩道等に面する外周部分で、当該公道等との境界線から1、5メートル以内の区域（別紙添付緑化ゾーン配置図参照）は緑化ゾーンとし、建築物、または門、塀その他の工作物を設置してはならない。ただし、外灯等緑化の効用を妨げないものについてはこの限りではない。
- (2) 緑化ゾーンに沿って宅地側非緑化ゾーン区域に塀を設置する場合は、高さ1、2メートル以下とし、竹垣、板塀、金属製格子または網状フェンス、その他これに類するものとし、コンクリートブロック塀等周囲の自然環境に調和しないものによってはならない。
- (3) 緑化ゾーンのうち、カーポートまたは車庫の進入路及び玄関アプローチまたは勝手口等通路部分となる区域は、石貼りとする。

（緑化ゾーンの植栽）

第11条 緑化ゾーンには、当該宅地所有者は下記に定める基準に従い樹木の植栽をなしその維持管理につとめなければならない。

- (1) 緑化ゾーン5メートルにつき次の樹木を植栽すること。
 - イ 低木（高さ0、3メートル以上） 30本以上
 - ロ 中木（高さ1、2メートル以上） 10本以上
 - ハ 高木（高さ3メートル以上） 1本以上
- (2) 樹木の種類は第7条第1項に定める植栽樹木とすることが望ましい。

（生け垣の設置義務）

第12条 宅地所有者は、隣地との境界線に沿って、次の各号に定める所により生け垣を設けなければならない。

- (1) 南北に相接する宅地間にあつては、北側宅地の所有者が隣地境界線の内側に生け垣を設けること。
- (2) 東西に相接する宅地間にあつては、東側宅地の所有者が隣地境界線の内側に生け垣を設けること。
- (3) 前二項の生け垣は周囲の自然環境に調和したものとするごと。

（協定運営委員会）

第13条 この協定運営のため、協定運営委員会を設置する。

- 2 協定運営委員会は協定者の互選により選任された委員により構成される。
- 3 協定運営委員会に組織、運営並びに委員の員数、任期等については別途協定運営委員会規則に定める。
- 4 第7条に定める樹木の病虫害の防除については、各宅地所有者が任意に行うものとは別に、協定運営委員会において定期的にこれを行う。
- 5 前項の定期的防虫措置については、その実施要領、費用負担等については協定運営委員会において定める。

(協定に違反した場合の措置)

第14条 この協定に違反したものがあつた時は、委員長は協定運営委員会の決定にもとづき、当該協定者に対して違反行為の差止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するために必要な措置を取ることを請求するものとする。

- 2 前項の請求があつた場合においては、当該協定者はこれに従わなければならない。

(裁判所への出訴)

第15条 前条第1項の請求があつた場合において、当該協定者がその請求に従わない時は、委員長はその強制履行または当該協定者の費用をもって、第3者にこれをおこなわせることを裁判所に請求するものとする。

- 2 前項の出訴手続きに要する一切の費用は、当該協定者の負担とする。

(付則)

- 1 この協定の有効期間は、都市緑地保全法にもとづく認可のあつた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数による改廃の申し出がない場合は更に10年間自動延長するものとし、以後も同様とする。
- 2 この協定に定めない事項については、特段の定めがある場合を除き、都市緑地保全法の定める所による。
- 3 この協定書はこれを3部作成し2部を町長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

都市緑地保全法第20条第1項の定める所により、上記のとおり緑化協定を定める。

昭和 年 月 日

土地の所有者

住所

氏名

土地の地上権者

住所

氏名

土地の賃借権者

住所

氏名